

教員免許状の種類と取得方法

- 次の一覧で取得を希望する教員免許状の種類と取得方法を確認ください。該当する項目の「免許法の根拠規定」に下線のあるものは、ポイントを合わせて指の形になってからクリックすると圧縮（ZIP）フォルダが立ち上がり、申請に必要な書類のファイルをダウンロードすることができます。
- 授与区分の欄に「申請」とあるものは、所要資格を書面で確認し免許状を授与します。「検定」とあるものは、教育職員検定※に合格した場合に免許状を授与します。 ※教育職員検定、. . . 人物、学力、実務及び身体 の検定〔書類審査〕のこと。根拠規定により審査項目が異なる。

| 取得を希望する免許状の種類 | | 取得方法（所要資格） | 授与区分 | 免許法認定講習や放送大学の単位の使用の可否 | 免許法の根拠規定 |
|---------------|---------------|---|------|-----------------------|---------------------------|
| 幼稚園教諭 | 普通免許状又は二種（専修） | ① 学位（修士/学士/短期大学士）を有すること ② 必要な単位を修得したこと により、幼稚園教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 | 別表第 1 |
| | | ① 幼稚園教員の免許状を所有していること ② 幼稚園で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、所有している幼稚園教員の免許状の上位の普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 3 |
| | | ① 小学校教諭の普通免許状を所有していること ② 隣接校種（小学校）で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、幼稚園教諭二種免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 8 |
| | | 教員資格認定試験に合格していることにより、幼稚園教諭二種免許状を取得する | 申請 | | 第 1 6 条 |
| | | ① 保育士証を所有していること ② 保育士等としての実務経験が 3 年かつ 4 3 2 0 時間以上あること ③ 必要な単位を修得したこと により、幼稚園教諭普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 附則第 1 8 項 |
| 小学校教諭 | 普通免許状又は二種（専修） | ① 学位（修士/学士/短期大学士）を有すること ② 必要な単位を修得したこと により、小学校教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 | 別表第 1 |
| | | ① 小学校教員の免許状を所有していること ② 小学校で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、所有している小学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 3 |
| | | ① 幼稚園（又は中学校）教諭の普通免許状を所有していること ② 隣接校種（幼稚園又は中学校）で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、小学校教諭二種免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 8 |
| | | 教員資格認定試験に合格していることにより、小学校教諭二種免許状を取得する | 申請 | | 第 1 6 条 |
| | | | | | |
| 中学校教諭 | 普通免許状又は二種（専修） | ① 学位（修士/学士/短期大学士）を有すること ② 必要な単位を修得したこと により、中学校教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 | 別表第 1 |
| | | ① 中学校教員の免許状を所有していること ② 中学校で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、所有している中学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 3 |
| | | ① 中学校教諭の普通免許状を所有していること ② 必要な単位を修得したこと により、所有している教科とは別の教科の中学校教諭普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 4 |
| | | ① 小学校（又は高等学校）教諭の普通免許状を所有していること ② 隣接校種（小学校又は高等学校）で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、中学校教諭二種免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 8 |
| | | 第一級総合無線通信士等の資格を所有し、実務経験があること 等により、中学校教諭二種免許状を取得する | 検定 | | 施行法第 2 条（別途問い合わせ） |
| | | | | | |
| 高等学校教諭 | 普通免許状又は二種（専修） | ① 学位（修士/学士）を有すること ② 必要な単位を修得したこと により、高等学校教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 | 別表第 1 |
| | | ① 高等学校教員の免許状を所有していること ② 高等学校で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、所有している高等学校教員の免許状の上位の普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 3 |
| | | ① 高等学校教諭の普通免許状を所有していること ② 必要な単位を修得したこと により、所有している教科とは別の教科の高等学校教諭普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 4 |
| | | ① 中学校教諭一種（又は専修）免許状を所有していること ② 隣接校種（中学校）で教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、高等学校教諭一種免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第 8 |
| | | | | | |

- 次の一覧で取得を希望する教員免許状の種類と取得方法を確認してください。該当する項目の「免許法の根拠規定」に下線のあるものは、ポイントを合わせて指の形になってからクリックすると圧縮（ZIP）フォルダが立ち上がり、申請に必要な書類のファイルをダウンロードすることができます。
- 授与区分の欄に「申請」とあるものは、所要資格を画面で確認し免許状を授与します。「検定」とあるものは、教育職員検定※に合格した場合に免許状を授与します。 ※教育職員検定、．．．人物、学力、実務及び身体 の検定〔書類審査〕のこと。根拠規定により審査項目が異なる。

| 取得を希望する免許状の種類 | | 取得方法（所要資格） | 授与区分 | 免許法認定講習や放送大学の単位の使用の可否 | 免許法の根拠規定 |
|-------------------------|----------------------|---|------|-----------------------|----------------------------------|
| 高等学校教諭 | （専修又は一種） 普通免許状 | 教員資格認定試験に合格していることにより、高等学校教諭一種免許状を取得する | 申請 | | 第16条 |
| | | ① 実習助手としての実務経験があること ② 必要な単位を修得したこと により、実習教科の高等学校教諭一種免許状を取得する | 検定 | 可 | 附則第9項 |
| | | 第一級総合無線通信士等の資格を所有し、実務経験があること 等により、高等学校教諭一種免許状を取得する | 検定 | | 施行法第2条（別途問い合わせ） |
| 特別支援学校教諭 | （専修、一種又は二種） 普通免許状 | ① 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を所有していること（特支専修又は一種の場合は、加えて修士又は学士の学位を有すること） ② 必要な単位を修得したこと により、特別支援学校教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 | 別表第1 |
| | | ① 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を所有していること ※ 特支専修（又は一種）の場合は、特支一種（又は特支二種）免許状を有すること ② 教員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、特別支援学校教諭普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第7 |
| | | 教員資格認定試験に合格していること により、特別支援学校自立活動教諭一種免許状を取得する | 申請 | | 第16条 |
| | | 認定課程大学*で必要な単位を修得したこと により、所有している特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する *認定課程、．．．追加しようとする領域に係る教育課程の認定を受けていること | 申請 | 不可 | 第5条の2第3項 |
| | | ① 教員としての実務経験があること ② 必要な単位を修得したこと により、所有している特別支援学校教諭普通免許状に新教育領域を追加する | 検定 | 可 | 第5条の2第3項（教育職員検定） |
| | | | | | |
| 養護教諭 | （専修、一種又は二種） 普通免許状 | ① 学位（修士/学士/短期大学士）を有すること ② 必要な単位を修得したこと により、養護教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 ※一部可（要確認） | 別表第2 |
| | | ① 保健師（又は看護師）免許を所有していること ② 必要な単位を修得したこと※ により、養護教諭一種（又は二種）免許状を取得する | | | |
| | | ① 養護教諭免許状を所有していること ② 養護教諭としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、所有している養護教諭免許状の上位の普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第6 |
| 栄養教諭 | （専修、一種又は二種） 普通免許状 | ① 学位（修士/学士/短期大学士）を有すること ② 管理栄養士（又は栄養士）の免許を所有していること ③ 必要な単位を修得したこと により、栄養教諭普通免許状を取得する | 申請 | 不可 | 別表第2の2 |
| | | ① 栄養教諭普通免許状を所有していること ② 栄養教諭としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、所有している栄養教諭普通免許状の上位の免許状を取得する | 検定 | 可 | 別表第6の2（別途問い合わせ） |
| | | ① 管理栄養士（又は栄養士）の免許を所有していること ② 学校栄養職員としての実務経験があること ③ 必要な単位を修得したこと により、栄養教諭普通免許状を取得する | 検定 | 可 | 附則第17項 |
| 論中各校及高種及び養特（幼・護支・助）小教助・ | 臨時免許状 | ① 普通免許状を有する者を採用することができない事情があること ② 学校長の申請を有すること により、臨時免許状を取得する | 検定 | | 第5条第5項 |
| 論特校小別・学支高校援等・学学中学校校・ | 特別免許状 | ① 担当する教科に関する専門的な知識経験または技能を有すること ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熟意と識見を有すること により、特別免許状を取得する ※ 申請者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者からの推薦が必要で ※ 秋田県教育職員特別免許状審査会の意見聴取を経た後に検定を行います | 検定 | | 第5条第2項（別途問い合わせ） |